

## 香川県条例第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 法第2条第6項第1号、<u>第2号及び第6号</u>の営業 県内全域。ただし、高松市城東町2丁目の区域のうち、市道東浜4号線、市道東浜14号線、市道東浜6号線及び県道高松港線により囲まれた区域並びに琴平町の区域のうち、町道北富士見町線、町道南新町線、町道栄町東裏通2号線、琴平町字川東250番6地先から琴平町字川東246番2地先までの町有地である道路及び町道大宮新地川筋線により囲まれた区域を除く。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)</p> <p>第11条 店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域においては、これを営んではならない。</p> <p>(1) 法第2条第6項第1号の営業及び同項第2号の営業 県内全域。ただし、高松市城東町2丁目の区域のうち、市道東浜4号線、市道東浜14号線、市道東浜6号線及び県道高松港線により囲まれた区域並びに琴平町の区域のうち、町道北富士見町線、町道南新町線、町道栄町東裏通2号線、琴平町字川東250番6地先から琴平町字川東246番2地先までの町有地である道路及び町道大宮新地川筋線により囲まれた区域を除く。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

### 附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。